

宝塚市立看護専門学校入学試験委員会規程

(趣旨)

第1条 宝塚市立看護専門学校学則第10条第2項の規定に基づき、入学試験の円滑公平な運営を図るため宝塚市立看護専門学校入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、学校長をもって充てる。

3 副委員長は、教務主任をもって充てる。

4 委員は、実習調整者、専任教員、その他委員長が必要と認めた者で構成する。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

(1) 入学試験の実施に関すること。

(2) 入学試験の合否判定に関すること。

(3) 入学試験の受験資格審査に関すること。

(委員の職務)

第5条 委員は、筆記試験、面接試験を実施し、合否判定資料の作成を行なう。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決定するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員長、副委員長、委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。